

2020年4月28日

工 学 院 大 学

## 工学院大学における研究活動上の不正行為に関する調査結果について

### 1. 告発内容及び調査結果の概要

2019年3月に学生から、研究不正行為の疑いに関する告発があった。この告発を受け予備調査を行い、その結果を同年4月27日に統括管理責任者（副学長）から最高管理責任者（学長）に報告した。これを受けて、学内規程に基づき「研究不正行為調査委員会」を設置し、本調査を実施した。調査の結果、2020年1月17日に特定不正行為（改ざん）の認定を行った。

### 2. 工学院大学における本調査の体制、調査方法について

#### （1）調査委員会の構成

委員長 鷹野一朗（工学院大学副学長・統括管理責任者）

委員 橋本成広（工学院大学工学部長・コンプライアンス推進責任者）

木村南（東京工業高等専門学校・科学研究について専門知識を有する外部有識者）

中村征樹（大阪大学全学教育推進機構・科学研究における行動規範について専門知識を有する外部有識者）

古川晴雄（光和総合法律事務所・法律の知識を有する外部有識者）

小野寺眞美（光和総合法律事務所・法律の知識を有する外部有識者）

木谷太郎（光和総合法律事務所・法律の知識を有する外部有識者）

林真理（工学院大学教育推進機構長・その他最高管理責任者が必要と認めた者）

#### （2）調査期間

2019年7月5日～2020年1月17日

#### （3）調査対象論文著者（2編の論文記載順）

[1 編目]

1) (発表者)

2) 工学院大学工学部教授（責任著者）

3) (共著者)

[2 編目]

1) 工学院大学工学部教授（責任著者）

2) (共著者)

3) (発表者)

(4) 調査方法・手順

調査は、調査対象論文の図表に関して、生データと論文の図表作成に用いられた論文データとを、照合等により行った。

書面調査 (該当論文の内容、実験ノート、生データの照合)

関係者との面談 (聞き取り調査)

(5) 本調査委員会の開催内容等

調査委員会の開催回数 3回

関係者への聞き取り調査 7回

研究室実地調査 1回

3. 調査結果 (特定不正行為の内容)

(1) 認定した特定不正行為の種別

ある条件で測定した実験数値を、それを上回る条件の数値として書き換え公表した不正行為で、改ざんと認定した。

(2) 認定した論文等数

2編

(3) 特定不正行為に関する認定を行った研究者

工学院大学工学部教授

(4) 特定不正行為が行われた経費

学内経費 (大学院研究費) により研究され発表したものであるが、対象論文の作成過程において直接的に関係する経費の支出は認められなかった。

4. 調査機関がこれまで行った措置の内容

被告発者への当該論文等の取り下げを勧告した。

5. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 研究不正行為の発生要因

研究公正に対する意識の欠如に起因するもので、履修を義務づけていたコンプライアンス研修での指摘事項を真摯に受け止めていなかったことによる。また、論文作成に際し、限られた時間でより多くの実験結果を学生から得ようとする行為の中で生じ

たもので、研究室運営にも問題がある。

## (2) 再発防止策

### ①倫理教育、コンプライアンス教育の徹底

工学院大学においては、年に2回コンプライアンス教育を実施しているが、単に受講を義務づけるだけでなく、研修プログラムにディスカッションを組み込むなど、研究者個人の理解を着実に定着させる機会を設けることとする。

### ②研究不正行為告発・相談制度の再整備

教員や学生に対し、告発・相談制度等を広く告知することに加え、匿名による告発やeメール、電話等による相談制度を採用し、研究不正が実行されることを防ぐ環境作りを進める。同時に、告発・相談等により告発者が不利益を被ることがないように体制を再整備する。

### ③規程の再整備

これまでの規程を見直すと同時に、具体的な例を示した要領、マニュアル等を整備し、一層の周知徹底を行う。

以上